

教育委員会事務局 学校運営支援センターにおける

会計年度任用職員募集要項

Ⅰ 採用区分及び募集人数

採用区分 1	学校運営支援センターの庶務に関する事務、児童生徒の就学支援に関する事務、学校事務職員の研修等に関する事務、学校の物品等の調達に関する事務	5 名程度
採用区分 2 (A)	学校予算の執行・契約管理等に関する事務	4 名程度
採用区分 2 (B)	学校徴収金、学校給食費、授業料に関する事務	4 名程度
採用区分 3	教職員の給与・報酬・旅費の支給に関する事務	7 名程度
採用区分 4	学校園のシステムに係る事務	1 名程度

※詳細は「別表」のとおり

2 応募資格

(1) 以下に該当する者

・パソコンソフト（ワード・エクセル等）の基本的操作ができる方

※パソコンを使つての業務を主とするため、パソコンの操作経験があることが望ましい。

(2) 地方公務員法第 16 条（欠格条項）に該当しない者

【地方公務員法第 16 条（抜粋）】

（欠格条項）

1. 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第 60 条から第 63 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

以上（1）、（2）の受験資格を満たす者がこの試験を受けることができます。

- 年齢、学歴は問いません。
- 採用区分1については、日本国籍を有しない方は受験できません。
- 採用区分2～4については、日本国籍を有しない方も受験できます。
※ただし、日本国籍を有しない方で、就職が制限されている在留資格の方は採用されません。

3 任用期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

※勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（2回まで最長3年）

4 勤務条件等

（1）勤務時間・日数

週5日30時間または週4日30時間（詳細については「別表」のとおり）

（2）休日

- ・週5日勤務の場合・・・土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、年末年始（12月29日～1月3日）
- ・週4日勤務の場合・・・上記に加えて月曜日から金曜日のうち本市が指定する日
※週5日勤務か週4日勤務のいずれかを本市が指定します

（3）勤務場所

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター

大阪市西成区天下茶屋 1-16-5

（4）報酬等

報酬（月額）	165,300 円～185,832 円
期末勤勉手当（6 月、12 月に支給）	578,549 円～854,826 円（6 月、12 月の合計額）
年収見込	2,562,149 円～3,084,810 円

※採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定されます。

※期末勤勉手当は、1年目は3.5月分ですが、再度の任用がされた場合2年目以降は4.6月分となります。

※上記の他に通勤手当や勤務実績に応じた手当（超過勤務手当等）が支給されます。

上記報酬等は、令和7年11月14日時点（募集時点）のものですが、給与改定等により採用時には変更されることがあります。

（５）休暇等

会計年度任用職員の勤務時間、休日、勤務時間に関する規則に基づき付与されます。

年次休暇	付与日数：12 日 付与期間：令和8年4月1日～令和9年3月31日
特別休暇	【有給】 ・夏季休暇 ・配偶者分べん休暇 ・産前産後休暇 ・育児参加休暇 ・忌引休暇 ・結婚休暇 ・災害等による通勤時の出勤困難な場合 等 【無給】 ・生理休暇 ・妊娠障害休暇 ・育児時間休暇 ・ <u>子の看護等休暇※1</u> ・ <u>短期介護休暇※1</u> ・ドナー休暇 (※1) 別途取得要件あり

その他、育児休業等制度、介護休暇等制度、病気休暇制度あり。（別途取得要件あり）

（６）社会保険

健康保険（大阪市共済組合短期組合員）、厚生年金保険、雇用保険

（７）服務

- ・地方公務員法及び大阪市職員基本条例が規定する服務及び懲戒の対象となります。
- ・営利企業への従事（兼業）は職務に支障がない限りにおいて可能です。ただし、その場合でも、職務専念義務や信用失墜行為の禁止等の服務規律は適用されます。

（８）その他

受験資格がないこと並びに申込みの内容及び受験提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

5 選考方法

口述（面接）試験

※複数の採用区分で申込みをされる場合は、採用区分ごとに口述（面接）試験を受けていただく必要があります。

6 選考日時及び選考会場

日時：令和7年12月15日（月曜日）～23日（火曜日）のうち本市が指定するいずれかの日

午前9時30分から午後5時00分（受付は午前9時00分から）

場所：学校運営支援センター（大阪市西成区天下茶屋1-16-5）の会議室等

7 申込方法

次の書類等を持参または郵便等で送付してください。なお郵便等の場合は必ず簡易書留（または簡易書留に準ずるもの）で申込みください。

※次の書類等に不備がある場合は、選考試験を受験できないことがあります。

- （1）教育委員会事務局 学校運営支援センターにおける会計年度任用職員採用
申込書 1通

※過去3カ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。

※採用申込書は本市所定の様式に限ります。

- （2）「受験案内」送付用の定形封筒（長形3号） 1通

※必ず宛先を記載してください。（切手の貼付は不要）

- （3）申し立て書

8 採用申込書の受付期間等

（1）持参する場合

ア 申込み期間

令和7年11月14日（金曜日）から令和7年12月5日（金曜日）まで
（土曜日、日曜日、祝日を除く）

午前9時から午後5時30分まで

イ 申込書受付場所

〒557-0014 大阪市西成区天下茶屋1-16-5 2階

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター事務管理担当（管理グループ）

（2）郵便等で送付する場合

ア 申込み期間

令和7年11月14日（金曜日）から令和7年12月5日（金曜日）まで（当日必着）

※「会計年度任用職員採用申込書等在中」と朱書きした封筒に入れて、送付してください。

イ 申込書送付先

上記（１）イと同じ

9 受験案内の送付

試験の時間等の詳細については、令和 7 年 12 月 10 日（水曜日）までに特定記録郵便にて送付する受験案内により受験者本人あてに通知します。

なお、令和 7 年 12 月 12 日（金曜日）午後 1 時までに受験案内が届かない場合は同日午後 5 時までに大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター事務管理担当（管理グループ）へ連絡してください。

10 結果の発表

可否については、受験者本人あてに送付します。

なお、受験者本人以外にはお知らせできません。

※複数の採用区分で採用となった場合は、ご希望の採用区分を一つ選んでいただき、それ以外の採用区分については辞退していただく必要があります。

11 その他

- ・この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・受験に際して本市が収集した個人情報 は職員採用試験の円滑な遂行のために用い、大阪市個人情報保護に関する法律の施行等に関する条例に基づき適正に管理します。
- ・本採用は、令和 8 年度予算の発効をもって有効とします。

12 問合せ先

大阪市教育委員会事務局 学校運営支援センター事務管理担当（管理グループ）

〒557-0014 大阪市西成区天下茶屋 1-16-5

電話：06-6115-7684 ファックス：06-6115-8170

応募にあたって

大阪市は、市民から信頼される市政の実現を図るため、服務規律の確保に関して、様々な取組及び遵守すべき事項を定めており、また、適宜、管理監督者からの指導が行われます。

次に記載している条例等の内容は、その一部を抜粋したものです。心得た上で、申込を行ってください。

【大阪市職員基本条例】（抜粋）

（倫理原則）

第4条 職員は、自らの行動が市政に対する市民の信用に大きな影響を与えることを深く認識して、常に厳しく自らを律して服務規律を遵守するとともに、倫理意識の高揚に努めなければならない。

（職員倫理規則）

第8条 市長は、倫理原則を踏まえ、職員の倫理意識の高揚を図るために必要な事項に関し、市規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、服務規律の確保及び市民の疑惑や不信を招くような行為の防止のために職員の遵守すべき事項を定めなければならない。

【その他遵守すべき事項の例】

- ・勤務時間中は、常に清潔な身だしなみを心がけ、市民に不快感を覚えさせないようにすること
- ・勤務時間中は喫煙をおこなわないこと
- ・勤務時間中は、身体に入れ墨がある職員にあっては、それを市民に見せないこと
- ・入れ墨の施術を受けないこと